

変更事由別の提出書類一覧

(●/提出必須) (▲/状況により提出が必要)

変更事由	事由	INDEX No.	必要書類						
			異動届	支給認定(変更)申請書	就労証明書 就労申告書	その他 必要書類	入所状況届	育児休業取得 による 保育所等利用 継続申出書	育児休業 証明書
就労 状況	(求職中) ・雇用就労を開始した	①	●	●	● 就労証明書				※就労による保育要件について ・最低要件(月16日以上かつ1日4時間以上)を満たす必要があります。
	(求職中) ・自営業を開始した	②	●	●	● 就労状況申告書	● 自営証明書類			※就労による保育要件について ・最低要件(月16日以上かつ1日4時間以上)を満たす必要があります。 ・自営証明書類(開業届、営業許可証、直近の確定申告書等)
	(就労中) ・雇用先を退職した ・自営業を廃業した	③ ④	●	●					※求職による特例保育期間について ・退職(廃業)後、求職期間として2か月間の保育実施が可能です。
	(就労中) ・転職した(雇用先変更) ・就労内容を変更した	⑤	●	▲	● 就労証明書 就労状況申告書	▲ 自営証明書類			※就労による保育要件について ・最低要件(月16日以上かつ1日4時間以上)を満たす必要があります。 ※保育必要量の変更について ・就労時間の変動により、保育必要量が増減となる場合があります。
	(就労中) ・疾病治療の為に退職	⑥	●	●			● 診断書		※疾病による保育要件について ・提出された診断書の内容により、保育要件の要否を判断します。
	(就労中) ・就学通学の為に退職	⑦	●	●			● 在学証明/時間割		※就学による保育要件について ・最低要件(月16日以上かつ1日4時間以上)を満たす必要があります。 ・授業時間により、保育必要量が増減となる場合があります。 ・届け出にあたっては、在学証明書と時間割の提出も必要です。
	家族 構成	・離婚した (世帯員減、氏名変更)	⑧	●	●				
・出産した (世帯員増)		⑨	●						※出産による世帯構成変更について ・異動届の「家族構成の変更」欄に下の事項を記入して下さい。 (出生児の氏名、生年月日、続柄)
・婚姻した (世帯員増、氏名変更)		⑩	●	●	▲ (婚姻対象者の分)	▲ (婚姻対象者の分)			※婚姻による世帯構成変更について ・保護者が変更となる場合、支給認定(変更)申請書の提出が必要です。 ・婚姻対象者についても、▲により保育要件の確認をします。 ・婚姻により姓変更となる場合、異動届による届け出が必要です。 ※父母以外の扶養義務者を保育料算定対象とする場合 ・保護者の所得で生計維持が困難な場合において、同居祖父母がいる場合は祖父母も保育料決定の算定対象となります。 よって、算定対象の祖父母との同居届は届け出が必要となります。
・保育料算定者(祖父母) との同居及び別居		⑪	●	●					※転居転出に伴う転園希望がある場合について ・「転園申請」⑯の項を参照下さい。
住所	・転居した	⑫	●					※転居転出に伴う転園希望がある場合について ・「転園申請」⑯の項を参照下さい。	
保護者	・保護者を変更する (父→母、母→父)	⑬	●	●					※保護者変更について ・離婚や婚姻等による世帯構成変更は無いが、保護者の変更する場合に提出が必要です。(決定通知等の宛名に影響があります) ・異動届の「その他」欄に、新保護者を記入して下さい。
産育休	産休取得 ・産休を取る(取った) (出産予定日の前後)	⑭	●						※産休取得による届け出について ・産休・育休取得の箇所に産休期間と出産予定日を記入して下さい。 ・産休取得と育休取得は、別々に届け出が必要です。
	育休取得 ・育休を取る(取った) (産休終了後等)	⑮	●	●					※育休期間中における支給認定について ・保育必要量は、(原則)短時間認定となります。 ・諸事情により標準時間認定が必要となる場合は、福祉事務所の担当にご相談下さい。
転園	・別の認可保育所への 転園を希望する場合	⑯	●	●	● 就労証明書 就労状況申告書	● 転園届			※市外転出に伴う市外認可保育園への転園申請について ・転園希望先の自治体によっては必要書類が異なることがあり、また申請締切日にも注意が必要となる為、保護者から相談があった場合は福祉事務所の担当にご連絡をお願いします。
	・退園する場合 (家庭保育可能等)	⑰	●						※転居転出による退園について ・利用者負担額が日割りとなる可能性があります。 (異動届「変更(予定)年月日」に最終登園日の記入をお願いします)
その他	保育事由確認 ・入所要件の確認 ・利用者負担額再認定 (毎年9月更新)		▲	▲	● 就労証明書 就労状況申告書	▲ 保育必要事由 確認書類		●	※更新書類について(5月中に各園に配布します) ・世帯状況や保育事由等に変更が生じている場合は異動届、支給認定(変更)申請書も必要となります ・保育必要事由確認書類(診断書等)
	延長保育 ※公立施設のみ (民営は施設対応)		▲	▲	▲				※民営保育所については、施設での対応をしていただいております 支給認定内容の変更が必要となる場合がある為、就労状況等の確認をしていただき、必要に応じて異動届、就労所得証明書等の提出をご指導下さい。